

## 民生委員・児童委員との関わり方

### ① 民生委員・児童委員の概要

#### 【民生委員とは】

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねる。

#### 【福井市における民生委員】

- ・人数 区域担当民生委員児童委員 468名 / 主任児童委員 36名 〈合計504名〉
- ・地区割 18地区

#### 【民生委員の職務（民生委員法第14条）】

1	住民の生活状態の適切な把握
2	生活に関する相談、助言
3	福祉サービスの情報の提供および援助
4	社会福祉事業の経営者や活動者との連携およびその活動の支援
5	関係行政機関の業務に関する協力

#### 【児童委員の職務（児童福祉法第17条、18条）】

1	児童および妊産婦の生活、環境状況の把握
2	児童および妊産婦に対する福祉サービスの情報の提供および指導
3	児童および妊産婦にかかる社会福祉事業の経営者や活動者との連携および活動の支援
4	関係機関の職務の協力
5	児童の健やかな育成の機運醸成
6	意見具申、連絡通報

### ② 相談支援件数及び会議運営

#### 分野別相談・支援件数（令和元年度）

項目	件数	
	民生児童委員	主任児童委員
高齢者に関すること	11,465 件	171 件
障がい者に関すること	499 件	34 件
子どもに関すること	2,020 件	1,155 件
その他	1,632 件	104 件

#### 会議運営

〈毎月上旬〉各ブロック(18地区)会長による会長会

〈毎月中旬〉各ブロック(18地区)の定例会